

令和5年第4回（4月）袖ヶ浦市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和5年4月26日（水） 午後2時40分開会  
午後3時55分閉会

- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所 旧館3階大会議室

- 3 出席者

教育長	御園 朋夫	教育長職務代理者	多田 正行
委員	中村 伸子	委員	高野 隆晃
委員	若林 洋子		

（欠席委員） なし

- 4 出席職員

教育部長	生方 和義	教育部次長 （教育総務課長）	高浦 正充
教育部参事 （学校教育課長）	前沢 幸雄	生涯学習課長	島田 宏之
スポーツ振興課長	鈴木 靖彦	総合教育センター 所長	鳥海 隆之
学校給食センター 所長	緒形 卓史	市民会館長	大田 知司
中央図書館長	塩谷 利之	教育総務課副参事	中山 義也
教育総務課総務庶 務班長	君塚 和枝		

- 5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

- 6 議 題

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 今回会議録署名人の選出について

日程第3 教育長・教育部長報告

日程第4 議案

- 議案第1号 袖ヶ浦市教育支援委員会委員及び専門調査員の委嘱について  
議案第2号 義務教育諸学校（市立小学校及び中学校）の教科用図書  
の取扱い方針を定めることについて  
議案第3号 令和5年度教科用図書君津採択地区協議会委員の選任  
について  
議案第4号 袖ヶ浦市社会教育委員の委嘱について  
議案第5号 袖ヶ浦市公民館運営審議会委員の委嘱について  
議案第6号 袖ヶ浦市立図書館協議会委員の任命について

日程第5 報告

- 報告第1号 臨時代理の報告について  
(袖ヶ浦市立総合教育センター運営委員の委嘱について)  
報告第2号 臨時代理の報告について  
(袖ヶ浦市立学校給食センター運営委員の委嘱について)  
報告第3号 臨時代理の報告について  
(袖ヶ浦市立学校給食食物アレルギー対応検討委員の委嘱に  
ついて)  
報告第4号 令和5年度学校評議員の委嘱について  
報告第5号 袖ヶ浦市立小中学校における医療的ケア支援事業ガイド  
ラインの作成について  
報告第6号 令和5年度武道教育地域連携指導者の委嘱について

日程第6 その他報告

- (1) 令和5年度教育長訪問予定について

## 7 議事

日程第1 前回会議録の承認について

(教育長)

令和5年第3回袖ヶ浦市教育委員会定例会の会議録の承認について、賛成の挙  
手を求めます。

(教育長)

全員一致で承認されました。

日程第2 今回会議録署名人の選出について  
(教育長)

多田教育長職務代理者を指名します。

日程第3 教育長・教育部長報告  
(教育長)

退職教職員感謝状贈呈式(3月28日)、死亡叙勲伝達(4月7日)、袖ヶ浦市電業会寄付贈呈式(4月10日)、市立小中学校入学式(4月11日)に出席しました。

(教育部長)

退職教職員感謝状贈呈式(3月28日)、市立小学校入学式(4月11日)に出席しました。

日程第5 報告

報告第5号 袖ヶ浦市小中学校における医療的ケア支援事業ガイドラインの策定について

(教育長)

報告第5号について事務局に説明を求めます。

(学校教育課長)

医療的ケア支援事業ガイドラインについては、今まで該当する学校で定めていましたが、医療的ケアを要する児童生徒が複数校となったため、袖ヶ浦市小中学校における医療的ケア支援事業ガイドラインを策定したものです。今後も要請があればガイドラインに基づき、対応していく方針です。

内容については、支援を要する児童生徒に対し、看護師を配置して医療的ケアを行います。現在は2名の児童生徒に支援を行っております。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(高野委員)

これは、報告ではなく、議案として扱う案件ではないでしょうか。

(学校教育課長)

確認の上、改めて回答いたします。

## 日程第6 その他報告

### (1) 令和5年度教育長訪問予定について

(教育長)

その他報告(1)について事務局に説明を求めます。

(学校教育課長)

令和5年度の教育長訪問については、5月18日から9月29日までの日程で行います。教育委員においては、すべての学校において1名ずつ同席を依頼し、ご指導をいただきたいのでよろしく願いいたします。

(教育長)

では、ここで、3月の教育委員会定例会の議案第1号で提案のありました内容について報告がありますので、教育部次長から説明をいたします。

(教育部次長(教育総務課長))

3月の教育委員会定例会の「議案第1号 令和5年度袖ヶ浦市教育基本方針及び目標について」は、すでに承認をいただいたところですが、内容について一部ご提案がありましたので、説明をいたします。

内容については、追加資料の中の教育基本方針の下から7行目の下線部分になります。多田教育長職務代理者から、『「地域に残された文化財」でなく、「地域に伝えられた」という表現の方が適切であり、残されたではなく、守ってきたという意味合いの表現に変更することを検討していただきたい。』というご提案でした。

ご提案のとおり、「地域に伝えられた文化財」という表現に変更させていただきましたので報告させていただきます。

(教育長)

このことについては、ただいまの説明のとおりとしますので、よろしく願いいたします。

以上

※ 次の案件につきましては、袖ヶ浦市教育委員会会議規則第13条第5号に該当するため、令和5年8月31日まで非公開とします。

・日程第4 議案第2号

※ 次の案件につきましては、袖ヶ浦市教育委員会会議規則第13条第1項第1号及び第3号に該当するため、非公開となります。

・日程第4 議案第1号、議案第3号から議案第6号

・日程第5 報告第1号から報告第4号、報告第6号